

旭川市勤労者福祉総合センター利用料金表（令和8年10月1日から）



1 旭川勤労者福祉会館

（単位：円）

使用区分		勤労者等				一 般			
種別	時間区分	午前 9時～ 12時	午後 13時～ 17時	夜間 18時～ 22時	全日 9時～ 22時	午前 9時～ 12時	午後 13時～ 17時	夜間 18時～ 22時	全日 9時～ 22時
大会議室		690	930	930	2,550	2,090	2,790	2,790	7,670
中会議室		470	630	630	1,730	1,430	1,910	1,910	5,250
小会議室 A		240	320	320	880	740	980	980	2,700
小会議室 B		240	320	320	880	740	980	980	2,700
小会議室 C		240	320	320	880	740	980	980	2,700
和室研修室 A		240	320	320	880	740	980	980	2,700
和室研修室 B		240	320	320	880	740	980	980	2,700
和室研修室 C		240	320	320	880	740	980	980	2,700
和室研修室 D		240	320	320	880	740	980	980	2,700
研修室		240	320	320	880	740	980	980	2,700
図書室・研修室		240	320	320	880	740	980	980	2,700
音楽室		240	320	320	880	740	980	980	2,700

2 旭川建設労働者福祉センター

（単位：円）

使用区分		勤労者等				一 般			
種別	時間区分	午前 9時～ 12時	午後 13時～ 17時	夜間 18時～ 22時	全日 9時～ 22時	午前 9時～ 12時	午後 13時～ 17時	夜間 18時～ 22時	全日 9時～ 22時
ホール		1,010	1,350	1,350	3,710	3,030	4,050	4,050	11,130
研修室		290	390	390	1,070	890	1,190	1,190	3,270
和室研修室		290	390	390	1,070	890	1,190	1,190	3,270
サークル室		140	190	190	520	440	590	590	1,620

3 旭川勤労者体育センター

（単位：円）

使用区分		時間区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時
専 用 使 用		勤労者等	1,660	2,220	2,220	6,100
		一般	5,040	6,720	6,720	18,480

〔備考〕

- 「勤労者等」とは、勤労者、勤労者であった者及びこれらの者のための催しを行う者をいいます。
- 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の利用料金は、それぞれの時間区分の利用料金を合算した金額となります。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとします。
- 11月1日から4月30日までは、暖房料（利用料金の2割に相当する額）が別にかかります。
- 7月1日から8月31日までは、旭川建設労働者福祉センターのホールを使用する場合、冷房料（利用料金の2割に相当する額）が別にかかります。
- 全日利用の場合の暖房料及び冷房料は、午前・午後・夜間の冷暖房料を合計した額とします。